開示請求の内容	決定	請求に係る保有個人情報	不開示とした部分	不開示の理由
東京都人事委員会が行った措置要求事件に係る判定の作成に当たり作成された起案文書及び決裁文書	部分開示	勤務条件についての措置要求の受理、審査補佐員の決定、意見書の提出要求及び委員会への報告について	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			委員の印影	開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため （法第78条第１項第７号ロ該当）
		令和〇年度人事委員会報告第〇号	委員の印影	開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため （法第78条第１項第７号ロ該当）
		意見書の提出要求について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		措置要求書の補正について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		意見書の提出要求について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		意見書の提出要求について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		求釈明について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			通知（案１）のうち、１から３までの内容	措置要求事案の審査において、どのような意見や情報を収集するかは、人事委員会の職権において決定される。かかる情報が公開されることは、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案にかかる人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）

開示請求の内容	決定	請求に係る保有個人情報	不開示とした部分	不開示の理由
			内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		勤務条件についての措置の要求について（起案文書）	議案表紙及び措置要求書等を除く部分	措置要求事案において、判定は人事委員会委員の審議の結果に基づいて決定される。決定がなされる前の審議の段階における情報が公開されることにより、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案の真偽は非公開で行われたものであり、人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		令和〇年度人事委員会第〇号議案	議案表紙及び措置要求書等を除く部分	措置要求事案において、判定は人事委員会委員の審議の結果に基づいて決定される。決定がなされる前の審議の段階における情報が公開されることにより、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案の審議は非公開で行われたものであり、人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		判定書	委員の印影	開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため （法第78条第１項第７号ロ該当）
		判定書正本の作成及び送付について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）

開示請求の内容	決定	請求に係る保有個人情報	不開示とした部分	不開示の理由
		勤務条件についての措置要求の受理、審査補佐員の決定並びに受理の報告及び分離の決定について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			要求の分離に関する事項	措置要求事案において、判定は人事委員会委員の審議の結果に基づいて決定される。決定がなされる前の審議の段階における情報が公開されることにより、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案の審議は非公開で行われるものであり、人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			議案表紙、措置要求の受理の報告に関する部分及び措置要求書を除く部分	措置要求事案において、判定は人事委員会委員の審議の結果に基づいて決定される。決定がなされる前の審議の段階における情報が公開されることにより、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案の審議は非公開で行われるものであり、人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		措置要求に係る受理の報告及び分離の決定に係る議案の変更について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			当局あて意見書提出要求の内容	措置要求事案の審査において、どのような意見や情報を収集するかは、人事委員会の職権において決定される。かかる情報が公開されることは、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案にかかる人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）

開示請求の内容	決定	請求に係る保有個人情報	不開示とした部分	不開示の理由
		求釈明について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			通知（案）のうち、１及び２の内容	措置要求事案の審査において、どのような意見や情報を収集するかは、人事委員会の職権において決定される。かかる情報が公開されることは、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案にかかる人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		求釈明について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			通知（案）のうち、１から３までの内容及び４の回答の参考例	措置要求事案の審査において、どのような意見や情報を収集するかは、人事委員会の職権において決定される。かかる情報が公開されることは、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案にかかる人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
			内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）

開示請求の内容	決定	請求に係る保有個人情報	不開示とした部分	不開示の理由
		勤務条件についての措置の要求について（起案文書）	議案表紙及び措置要求書を除く部分	措置要求事案において、判定は人事委員会委員の審議の結果に基づいて決定される。決定がなされる前の審議の段階における情報が公開されることにより、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案の審議は非公開で行われたものであり、人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		令和〇年度人事委員会報告第〇号	議案表紙及び措置要求書を除く部分	措置要求事案において、判定は人事委員会委員の審議の結果に基づいて決定される。決定がなされる前の審議の段階における情報が公開されることにより、人事委員会における人事委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第６号該当） 措置要求事案の審査は、個々の職員が地方公務員法の規定に基づいて行った自らの勤務条件に関する措置の要求を対象としており、最終的に人事委員会が判定という形で裁断を与える争訟に関する事務である。当該措置要求事案の審議は非公開で行われたものであり、人事委員会の審議の過程における情報を公にすることは、当事者の一方又は双方の誤解等を招き、審査の公平及び中立が害され、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		判定書	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）
		判定書正本の作成及び送付について（起案文書）	内線番号	庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 （法第78条第１項第７号該当）

※請求に係る保有個人情報「令和〇年度人事委員会報告第〇号」は、全部開示で審査請求の対象外